

事務事業総点検の実施について

令和2年9月10日
行政改革推進本部

第1 趣旨

新型コロナウイルスの感染が確認されて以降、県民や事業者をはじめとする関係機関の協力のもと、感染拡大の防止、県民の安心確保、新しい生活様式への対応、経済回復への対応等に取り組んできた。

新型コロナウイルスの感染拡大は、県民の日常生活や経済活動、働き方等に様々な影響を及ぼしており、これまでの社会経済情勢を前提に実施してきた事業にはその前提が大きく変化し、事業効果が見込めなくなったものなどが生ずるとともに、今後、コロナ後を見据えた対応など新たな行政需要も見込まれる。

また、新型コロナウイルス感染拡大に伴う経済活動の停滞により、今後、一層厳しい財政運営が見込まれる。

こうした現状に関して、過日開催された山梨政策評議会においても、県民が求める質の高い行政サービスを提供するため、事業の積極的な見直しなどの取り組みを求める意見があったところである。

時代の変化に対応した質の高い行政サービスの提供に向け、県が有する限られた財源・人的資源を有効に活用し、持続可能な行政運営を図るため、全庁を挙げて事業の見直しに取り組む。

第2 事務事業総点検の実施

1 一次点検

- (1) 実施内容 各部局による自主点検
- (2) 対象事業 予算を伴う全ての事務事業。ただし、公共事業、人件費等を除く。
※警察本部、県議会事務局、企業局を除く。

2 二次点検

- (1) 実施内容 事務事業総点検推進委員会による点検
※事務事業総点検推進委員会
：副知事、知事政策局長、総務部長により構成
- (2) 対象事業 ① 一次点検の結果、二次点検が必要な事務事業
② 県単独事業で予算額500万円以上のものうち別途指定する事務事業

3 点検結果の反映及び公表

- ・ 事務事業総点検の結果、事業の廃止など方向性が決まるものについては令和3年度予算に反映する。
- ・ 全体の状況を取りまとめて、年度末に総括表として公表する。

4 スケジュール

- ・ 9月10日 行政改革推進本部
- ・ 9月中旬～11月上旬 事務事業総点検の実施(一次点検・二次点検)
- ・ 3月 事務事業総点検結果の公表

5 その他

事務事業総点検の庶務は、行政改革推進本部事務局が行う。